

Title	〔労働法五三〕 企業再建と人員整理禁止条項 (東京地裁昭和四三年二月二十八日判決)
Sub Title	〔労働法〕 五三 東京12チャンネル解雇事件
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.11 (1968. 11) ,p.74- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681115-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

まで検察官同一体の原則（これは元來事務移転、事務承継の機能のことを指している）に含ましめることは適当と思われぬ（なお寺尾、最年度三九頁参照）。

最後に、判旨は昭和三三年二月一〇日の判例を引用して、上訴可能である場合には刑法二六条三号による猶予の取消はできないというが、該判例は執行猶予判決言渡前に実刑が確定し、控訴提起期間中に発覚したもので、刑の量定不当として控訴できた事案である。しかしながら、本件は控訴審の猶予判決棄却後上告提起期間中に発覚したもので、検察官は、本件のような場合猶予判決は正のためだけでは適法な上告理由に当たらないとして上告しなかつたのである。この点について藤木教授は、「本号による取消が上訴の方法により是正し得ない違法な執行猶予の言渡を取り消すことに主眼があるものとする以上、前科の発覚時において検察官上訴の方法により

違法な執行猶予判決の言渡後確定前に発覚した前科を理由として本号による取消を許すのが論理的である。」とされる（藤木教授は本号を違憲とされ）。しかしながら、刑法四一一条所定の上告理由になつておらず、職権発動を求めても、それがいられるか否か必ずしも明らかといえないにしても、上告の可能性がある以上は、それによるべきは当然である。けだし、猶予判決を取り消すことは、たとえ憲法三九条に反しないとしても被告人に不測の不利益を与えることになるからである。私は、刑法二六条三号は、猶予判決言渡後の犯行で猶予判決確定前に実刑判決が確定した場合にのみ適用があるものと制限的に解釈するので、本件の場合は発覚の時期にかかわらず当然に猶予の取消は許されないと解するから、判旨の結論に賛成する。

（青柳 文雄・筑間 正泰）

〔労働法 五三〕 企業再建と人員整理禁止条項

東京12チャンネル解雇事件
（東京地裁昭四一（ヨ）二二五四号）
昭和四三年二月二八日判決
（判例時報五二二号二八頁）

【事実】 被申請人は、昭和三五年三月一五日創立され、同年四月一九日設立の許可を受けた財団法人であり、なお同年七月二日郵政大臣に対し、テレビ放送局の開設免許申請をした。一方昭和三七年一〇月四日、被申請人への財政援助を目的とする日本科学テレビ協

力会が結成された。郵政大臣は、右協力会が設立された約一か月後である同年十一月一三日被申請人に対し、テレビ放送局開設の予備免許をなし、昭和三九年四月三日、本免許をなした。ところが協力会からの協力金が予定どおりに拠出されなため被申請人の経営は

当初から欠損を生じ経営が苦しかった。昭和四一年三月一日に開催された臨時常任理事会は、従業員約二〇〇名を整理する基本方針のもとに企業の再建を図ることを決議した。

しかし昭和四〇年六月、被申請人の従業員をもつて結成されていた労働組合は、夏季一時金の団体交渉を被申請人と行なっており、団体交渉の結果同年六月三〇日に被申請人は、一、一四ヵ月プラス五〇〇〇円の回答を示し、組合は右回答の受諾に難色を示し拒否したが、被申請人は、同年七月一日従業員に対し人員整理は行なわないこと、組合が右回答を拒否したことは遺憾であることを揭示した。組合は同年同月二三日に至り、被申請人が人員整理をしない旨の労働協約の締結に応ずるならば当面は夏季一時金が減額されてもやむを得ないと考え、妥結することとした。被申請人は、組合がストライキ権を確立していることを考慮に入れ、組合の条件に應ずることとし、同年七月二三日組合と被申請人との間において議事確認書が作成され労使においてそれぞれ記名捺印された。議事確認書の内容は、「当面する再建途上においても人員整理は行なわない」という表現のものであった。

被申請人は、前記臨時常任理事会における再建案を実施するため、昭和四一年六月一五日付をもつて協定を解約する通告をした。そして同月一八日全従業員に対して希望退職の募集要項を発表し同月二四日以降その受付を開始したところ、合計一四一名の希望退職者があった。被申請人は、最初二〇〇名の人員整理を予定したがこれを一八二名とし、希望退職者以外にお四一名の退職者を必要と

したため、四一名中一六名は、他の企業に転出させることとし残り二五名を解雇することにした。申請人は、以上の二五名のなかに含まれており、被申請人は、議事確認書の破棄を通告した日から九〇日後である昭和四一年六月一五日をもつて申請人らを含む二五名を解雇すべく、同年四月三日、右二五名に対し、同年三月一五日から六月一四日までの間は就業規則で定める帰休を命じ、同年六月一五日、解雇通告をした。申請人らは本件解雇通告は、不当労働行為、労働協約違反、権利濫用のいずれかの理由によつて無効であると主張し本件仮処分申請におよんだ。裁判所は、申請人らがいずれも被申請人の従業員であることを認め、被申請人に各人のうべかりし賃金相当額の支払を命じた。

【理由】「組合と被申請人との間において、昭和四〇年七月二九日、被申請人は当面する再建途上においても人員整理（解雇）をしない、との内容による議事確認書が作成されたことは前示認定のとおりである。ところで労働者にとつて、従業員としての地位を維持することは、最も基本的なことからであるから、解雇に関する事項は労働条件その他の労働者の待遇に関する事項に該当することは明らかである。そして、右議事確認書の内容は、組合と被申請人との間で右事項につき合意をなしたものであるから、労働協約にはかならず、また、右事項は、いわゆる規範的部分に属するものであるから、被申請人は、労働協約の規範的効力により、昭和四〇年七月一五日在籍した従業員でかつ組合員である申請人らに対し、再建途上においても解雇をしない、という義務を負つたものである。被申請

人らは、右議事確認書は有効期間の定めがないものであるから法定の予告期間において解約した、と主張する。……右議事確認書を文字どおり解すれば「当面する再建途上」すなわち、協約締結当時から企業の再建もしくは閉鎖に至る期間は人員整理をしないという趣旨に解せられる。ことに右協約締結時組合は夏季一時金の要求を大幅に譲歩し、被申請人もまた組合のストライキを封ずるための代償として右協約の締結に応じた経緯に照せば、九〇日の予告により何時でもこれを解約し、人員整理をなしうると解することは、当事者の意思解釈上極めて不自然である。したがって、本件労働協約は、協約締結の日を始期とし企業再建もしくは閉鎖という不確定期限を終期とする有効期間の定めがあるものであるとしている。

つぎに、被申請人の本件解雇は自救行為であるとの主張に対しては、また東京12チャンネルの経営状態が不良である主な原因が被申請人の役員や評議員が社長もしくは副社長の地位にある協力会会員からの協力会費不抛出にあつたこと、科学教育放送番組に徹し放送時間を短縮するといいながら、人員整理をなしたのちは着実に毎月約一億円の協力会収入を得て娯楽放送をも行ない、放送時間を延長し、他の民間放送局のような営業活動をなしていること、本件協約締結に際しては組合は夏季一時金、ストライキ等について譲歩をなして締結に漕ぎつけたこと等の事情を考慮すると、本件労働協約によつて当事者を拘束することが信義衡平上著しく不当と認められるとはいひ難く、むしろこれを変更するよりも維持する方が信義則に合致するものというべきである。……右のとおり、本件労働協約の

効力により、被申請人は、人員整理の対象として申請人らを解雇することができないから、不当労働行為、権利濫用の点を判断するまでもなく、本件解雇通告は無効である。」

【研究】 判旨に賛成である。

一 本件は、経営状態の不振と労働協約との関係から生ずる労働協約上のいくつかの問題を含んでいる。判旨のなから問題点を抽出してみると議事確認書の性格、「当面する再建途上」という文言と労働協約としての期間、事情変更の原則についてなどのおおのそれなりに問題点を持ち考察の対象たりうる。

労組法一四条によれば、労働協約は、最低限書面に作成されることと両当事者が署名し、または記名押印することが必要とされている。労働組合と使用者との間における合意は、労働協約の性格からして書面化を要請されているわけであるが、この要式性は、合意の名称いかんにかかわらずその要件充足をもつて労働協約としての効力を認めさせるものであろう。協定、規程、覚書、諒解事項などあるいは本件にみられる議事確認書という場合でも、一四条で規定する要件とりわけ要式性を具備する以上その点からは労働協約と判断できるであろう。そこでなお明確な合意の存在という形式的法定要件以前の問題について一考する必要がある。本件における議事確認書は、その性質上問答形式をとっておりつぎのような表現となっている。すなわち事業の再建に関し、テレビ事業本部において人員整理を行なわないかという労働組合からの質問に対し、「今回の再免許に当つて当財団テレビ事業本部に対して郵政省が人員整理を指

示した事実はなく、当面する再建途上においても人員整理は行なわない……」と回答しており、これをそのまま書面化しなお註として「人員整理を行なわない」という文言の対象は、昭和四〇年七月二五日現在在籍する職員、嘱託、既卒アルバイトおよび撮影関係者である。……」ことをも附記している。ここに使用者側の明示の意思表示がみられると同時に、労働組合側にあつては記名押印することによつてこれを承諾したことが明確に認識される。よつてその表現方法において問答形式をとつているにしても議事確認書は合意を明示しているものといえよう。もつとも以上の問答は、団体交渉の席上において行なわれることが必要とされるであろう。また使用者と労働者との個人的問答は、それが個人的問答であるという意味からしてただちに労働協約の基盤としての合意とはみられないのではあるまいか。やはりこの場合は、集団意思に照射することが必要であり、個人的対話者間の合意に集団性を附与しなければならず、労働組合のならかの決議機関による同意を必要とするのではあるまいか。すなわち労働組合による記名押印は、団体交渉による団体意思の附与なり、労働組合の決定機関による団体意思の附与なりを通じてはじめてその必要な実質的要件を具備することにならう。いづれにしても議事確認書による労働協約の作成はそれほど珍しいことではないといえよう。

二 判旨は、議事確認書の当面する再建途上においても人員整理を行なわないという文言上の表現を「企業の再建もしくは閉鎖に至る期間は人員整理をしない」という趣旨に解せられる」とし、企業の

再建か閉鎖かのいずれかまでの期間を有効期間と解しているのが、これをたして期間といえるのであろうか。一般に労働協約の期間は、確定期間であつても不確定期間であつてもよいと解されている(石松亮二「労働協約の成立」新労働法講座五巻二五三頁参照)。そこで本件の労働協約が、不確定期間を定める労働協約であるとき、それは期間の定めのある労働協約といえるのであるが、既述の本件労働協約の表現からただちに右のように判断できるかなお考察を必要とする。当面する再建途上においても人員整理を行なわないという表現は、一見人員整理をしない期間を定めるもので、この労働協約そのものの有効期間を定めているのではないともいえよう。そして以上の表現以外に明確な期間の定めはない。しかし労働協約が、明確な期間を労働協約条項に定めていないからといってただちに期間の定めのない労働協約といえるか疑問である。労働協約は、自主立法としてその成立において通常の国家法規と異なる法規範である。労使間における合意が主体となり、合意のなかにおいて客観的に確立されている期間についてのならかの合意が理解されるとき一概に期間の定めのない労働協約と断定することは疑問である。すなわち労働協約に期間の定めがないにしても、労働協約条項の意思解釈上有効期間の定めが推認される場合にはなお期間の定めのある労働協約と解してさしつかえないであろう(函館地裁、昭二五・九・六。ま

労民集一巻五号八六二頁参照)。ま

して本件のように同一内容の条項が独立した労働協約の形式をとつている場合には、意思解釈がそのまま期間の存在、不存在を決定せしめる性質のものといえる。そして右のように解することは、自主

立法による労使間の平和維持の原則に、両当事者の意思をできるだけ参加させることによつてその目的を果しうるものである。本件の労働協約においては、右の意思解釈の結果は、期間の定めのある労働協約と判断せしめるものであり、判旨が期間の定めのある労働協約と理解したことは妥当である。

しかしまだ本件の表現が、期間であるか条件であるかについては考察を必要とする。当面する再建という場合、再建できるとは限らず、企業が消滅してゆく場合も当然考えられるのであつて、再建に重点を置かざり条件に近くならざるをえない。よつて再建なり、消滅なりそのいずれかを終期とするということになれば期間と理解されなくはない。いわば確定的終期を二つの点なり二つの事実の発生に求めるのであつてみれば期間ということになる。判旨は、以上のように理解し期間の存在を労働協約条項の意思解釈から、終期を二つにしぼつて認めようとするものであつて、この理解は、終期が明確であるということからかならずしも条件とはいえない(人^{安屋和}面する再建途上人員整理を行わない旨の協約の。^{意義および効力}判例時報五二二号一四一頁参照)。

三 本件の労働協約中にそれを行わない旨定めている人員整理は、企業の再建と極めて親近性をもつもので、企業の再建が人員整理によつて遂行されることがしばしばみうけられる。まして本件においては再建案として一八二名の人員整理が打出されているのであり、本件の企業再建は、人員整理を主眼として行なわれる性質のものであるといえよう。そこで既述の労働協約が有効に存在するかどうかは、本件使用者にとつてきわめて厳しい再建といえるよう

ある。そこで主張されてきたのが自救行為として解雇を正当づけようとする使用者の主張である。これを判旨は、事情変更の理論として論旨を進め、労働協約においても事情変更の原則が認められるとして従来の判例の態度を踏襲する。この態度は妥当であり、理論として労働協約に対して事情変更の原則を認めることは妥当であるが、事情変更の原則は、容易に認められるものでなく、具体的事実への適用は、きわめて慎重でなければならぬであらう。とりわけ事情変更の原則は、労働協約全般について一律に適用されるものではなく、各条項のおかれてある事実関係のなかにおいて具体的適用正否の方向が決定づけられる。すなわち各条項の機能面に重点をおいて適用不適用が決定されるといふべきである。そして労働協約の各条項に対して事情変更の原則が適用されるには、発生した事実が両当事者の責に帰せられないものであるとか、労使関係および経営状態が労働協約締結当時においてはまつたく予見できない状態に変化したとか、当該条項をその労使に適用することが、一般労使間の団体的信義関係に根本的に反するとか、あるいは、当該労働協約を適用することが著るしく社会的相当性を欠くとかなどの場合に限定されなければならないであらう。本件において使用者は経営不振のなかにおいてあえて既述の労働協約を締結しているのであつて、労働協約締結時点において今後経営面の赤字の累積が当然予見できたわけである。また人員整理まで必要としなければならぬ経営の不振は、使用者の責任といふべきであり、ここで事情変更の原則を適用することはきわめて無理な主張であり、これをしりぞけた判旨

は妥当な結論といえよう。

(阿久沢龜夫)

〔最高裁民事訴訟事例研究 五九〕

昭四二二二 (最高民事集二一巻
四号 八五九頁)

支払停止以前における本旨弁済と否認権の行使

否認権行使による弁済金返還請求事件 (昭四二・五・二第三小法廷判決)

訴外A (木材の加工・仲買業者) は、昭和二十九年一月一六日支払を停止し、昭和三〇年三月二日破産の宣告を受けた。X (原告 被控訴人・被上告人) は、その破産管財人である。昭和二十八年八月頃、A は訴外B 貿易会社から木材を買い受けるにつき、その代金支払のため、以前から取引関係のあつたY (被告 控訴人・上告人) よりY 振出の約束手形を以つて五〇四万円を借り受けた。右債務は、当該約束手形の支払期日たる昭和二十八年一月八日迄に、A が右買入木材の売却代金を以つて逐次内入弁済する事により全額の弁済を終り、Y は右手形を自ら決済する約定であつたと認定されている。A は、右借金債務の弁済として昭和二十八年九月四日から同年一月二四日までの間に一四回にわたり合計四八一万余円の支払を為し、X は右支払のうち、四六九万円につき否認権を行使し、その返還を請求したものである。X の主張は、A は倒産不可避となつた昭和二十八年九月頃から、永年恩顧を受けたY に対する旧来の債務を優先的に弁済し、

判例研究

倒産後にY から幾許かの経済的援助を受けようとの意図を以つて、従来取引のなかつたC・D・E 等から木材を仕入れ、これを仕入れ価格より著しく安く投売し、その代金を以つて、Y に対する借金債務の弁済としたものであり、故意にC・D・E 等新規取引先の売掛代金債権の取立を不可能にした計画的な作為であるとして、破産法七二条一号により否認をする、と云うものであつた。第一審判決は、昭和二十八年一月二日以後の支払、合計二六〇万余円につき、破産法七二条一号による否認を認め、Y にその返還を命じた。即ち、A が、昭和二十八年一〇月二〇日に従来にない多量多額の木材の買受を一時にした事実、同日頃の破産者の信用状態及び積極財産と消極財産との比重、右買入木材の一部を明らかに買入価格より遙かに安く販売して居る事実等から、A は同日頃、早晚支払停止に至ることを予見し、代金を支払う能力も意思もなく、右二〇日に、多量多額の木材の買入を為し、これを販売して得た代金を以つて、Y に支払を為したものであり、Y もこの事情を知りながら受領したものであると認め、同日以後に仕入れた木材の販売代金を以つて為された前記同年一月二日以後の支払につき、破産債権者を害する意思の下に為されたものとして、破産法七二条一号による否認を認めたのであ

七九 (一七〇五)